

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	1-3
許認可等の種類	緊急通行車両、緊急輸送車両の確認			
根拠法令条例等・条項	原子力災害対策特別措置法施行令第8条			
許認可等の概要	原子力緊急事態宣言発令時において、知事又は公安委員会は、車両使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両又は緊急輸送車両であることの確認を行う。確認を受けた車両は、原子力災害対策特別措置法施行令第8条により、通行が制限されない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>長野県地域防災計画 風水害編第3章第10節 緊急輸送活動及び同資料08-6 緊急通行車両、緊急輸送車両確認事務処理要領による。</p> <p>【参考】 災害対策基本法施行令第33条第1項 都道府県知事又は公安委員会は、前条第2号に掲げる車両については、当該車両の使用 者の申出により、当該車両が同号の<u>災害応急対策</u>を実施するための車両として使用さ れるものであることの確認を行うものとする。 (原子力災害対策特別措置法施行令第8条 (読み替え:<u>災害応急対策</u> ⇒ <u>緊急事態応急対策</u>))</p> <p>長野県地域防災計画 風水害編第3章第10節 緊急輸送活動 第2 主な活動 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務 を行う。</p> <p>緊急通行車両、緊急輸送車両確認事務処理要領 第3 緊急通行車両等として確認する車両は、以下のとおりとする。 3 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。) (1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策 を実施するために使用する車両。 (2) 指定行政機関等及び原子力事業者(以下「原子力事業者等」という。)が保有し、 若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のため に専用に使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団 体等から調達する車両。</p>			
基準の制定根拠	原子力災害対策特別措置法施行令第8条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	申請受理後速やかに交付する。			
期間の制定根拠	原子力緊急事態宣言発令時における緊急性を勘案。			